

議事要旨(7) 四半期会計基準専門委員会における検討状況について

新井専門研究員から、審議事項(7) -1「四半期会計基準専門委員会での検討状況(第13回)」をもとに、「四半期財務諸表の作成に関する会計基準(案)」の検討状況について説明が行われた。

■ 会計基準(案)及び適用指針(案)の公表時期

公開草案の公表予定時期について、国会での金融商品取引法案の成立を前提にして、6月末頃を予定していたが、会計基準(案)と適用指針(案)の中で引き続き検討を要する項目がかなり存在することから、7月末頃に変更したい。

■ 四半期会計基準(案)の内容について

四半期会計基準(案)の当委員会での第一回の検討であるため、会計基準としての構成、四半期会計基準の目的、期首以外での自発的に会計方針を変更した場合の対応、年度財務諸表の注記情報としての各四半期別の要約財務情報の開示との4点について検討をお願いしたい。

委員等からの主な発言は、以下のとおりであった。

- ・ 会計基準の目的では、「適時かつ信頼できる情報」と原案に対して、「信頼できる」という表現には抵抗感があり、現行の中間連結財務諸表等作成基準と同様に、「有用な」という用語にすべきである。
- ・ 期首以外で自発的に会計方針を変更する場合の取扱いについて、事務局案として第2案が推奨されている(審議事項(7) -1 参照)が、中間財務諸表では遡及再表示していないことを前提としているので、これとの整合性を図る必要がないか。
- ・ 四半期財務諸表のセグメント情報の開示において、開示の迅速性の観点から、売上を外部顧客と内部売上に区分した記載を求めるべきではない。
- ・ 四半期個別財務諸表を開示する会社の規定において、個別監督業種が四半期連結・個別財務諸表を開示することを前提に、「原則として、四半期個別財務諸表の開示は要しない。」と記載されているが、会計基準において監督業種の取扱いを考慮することには違和感があり、「原則として」を削除した方がよい。

これらの意見を踏まえ、文案については更に検討を行うこととされた。

以上